

令和3年度第1回赤穂市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】 令和3年7月2日（金）午後2時00分～午後4時00分

【場 所】 市役所6階大会議室

【出席委員】 11名

半田結委員 [兵庫大学・兵庫大学短期大学部教授]、睦谷美恵子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、池田達哉委員 [高雄小学校長]、大田恵委員 [高雄幼稚園長]、濱口雅子委員 [学校法人兵庫カトリック学園赤穂あけぼの幼稚園園長]、有吉貴美委員 [塩屋保育所長]、橋本太志委員 [塩屋保育所保護者会]、丸山愛紗委員 [赤穂市PTA連合会母親部会]、近藤良子委員 [公募市民]、井関亮平委員 [公募市民]

【欠席委員】 3名

金谷公子委員[兵庫大学・兵庫短期大学部非常勤講師]、中川正悟委員 [社会福祉法人赤穂あおぞら会 あおぞら保育園園長]、井上昭彦委員 [連合兵庫西部地域連絡協議会赤穂支部長]

【事務局】

健康福祉部 柳生信健康福祉部長

名田よしみ子育て支援課長、日笠二三枝保健センター所長

宮本昌英子育て支援課子育て支援係長

教育委員会 長坂幸則教育次長（管理）

近藤雅之教育委員会こども育成課長

橋本政範教育委員会生涯学習課長

大谷尚弘教育委員会学校教育課教育指導担当係長

岸本千明教育委員会こども育成課こども育成担当係長

【次 第】

1. 開会

2. 委員紹介

3. 議事

(1) 令和2年度 第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本施策進捗状況について

【資料1】

(2) 令和3年度における保育所待機児童の状況について

【資料2】

(3) 子ども家庭総合支援拠点の設置について

【資料3】

4. その他

5. 閉会

1. 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を開催いたします。

この子ども・子育て会議は、国の法律に基づき設置し、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定や、計画の点検、評価において子育てに係わる皆さま方のご意見をお伺いするものですが、今年度より2年間、新しい委員の皆さまによりまして、ご審議をお願いすることになります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

～健康福祉部長～

みなさん、こんにちは。事務局を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日はご多忙の中、令和3年度第1回赤穂市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より本市の子育て支援事業にご尽力を賜っていることにつきまして、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。今、子どもや子育て家庭を取り巻く環境につきましては、社会的にも待機児童の問題、また児童虐待、子供の貧困、そして最近ではヤングケアラーなど、様々な課題が出てきています。

赤穂市においても、第2期赤穂市子ども・子育て支援計画に基づき、全庁的に子育て支援に取り組んでいるところではございますが、この子ども・子育て会議の場におきまして、委員の皆さまからご意見等をいただきながら、今後もよりよい施策の推進に努めてまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この子ども・子育て会議が子どもの健やかな成長に寄与するものとなるよう、皆さまのご協力に重ねて感謝いたしますとともに、皆さまのご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

～事務局～

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にレジュメ及び資料1「令和2年度第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画基本計画進捗状況について」、次に資料2「令和3年度における保育所待機児童の状況について」、最後に資料3「子ども家庭総合支援拠点の設置について」の以上の資料をお配りしていますが、皆さま全てお揃いでしょうか？もし不足があるようでしたら、事務局までお知らせください。

続きまして、委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしています名簿の順にご紹介をさせていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、その場で簡単にご挨拶をお願いいたします。

2. 委員紹介

3. 議事

～事務局～

本日は、委員14名中11名と過半数の皆さまに出席いただいております。従いまして、赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることを報告いたします。

議事に入ります前に、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。赤穂市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選で定めることとなっておりますが、皆さま何かご意見ありますでしょうか？

ご意見がないようですので事務局といたしましては、会長に兵庫大学兵庫短期大学部教授の半田委員、副会長には同じく金谷委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか？

～委員～

異議なし。

～事務局～

異議なしの声があがりましたが、ご承認いただけるようでしたら拍手をお願いいたします。

～委員～

(拍手)

～事務局～

ありがとうございました。それでは、早速ですけれども半田会長、ご挨拶をお願いいたします。

～会長～

はい、改めまして半田と申します。よろしくをお願いいたします。

現在、赤穂市の第2期計画策定に携わらせていただきまして、またこの度、本職につくことになりました。この2期計画というのは、先ほどの健康福祉部長からもお話がありましたように子どもの貧困、虐待とかそういったことや、それに関係することに基づいて、計画されたものですので非常に意味のあるものだと思います。

それから、この計画には載っていないですけれども、いろいろと行政を含め地域の方たちが、赤穂市独自の施策に取り組んでおられることも、皆さんお聞きかもしれませんが、すごく丁寧な取り組みをしつつあるなというふうに思っています。

完璧ではないかと思えますけれども、すごく意味のあることで、いかにこの2期の計画をより具体的に実践していくかということが今期の課題であると思っています。そのため、この会議は皆さまのご意見を頂戴しながら進めていく会議だと思っていますので、何卒ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

～事務局～

会長、ありがとうございました。それではここから先の進行につきましては、赤穂市子ども・

子育て会議条例第5条第2号の規定によりまして、半田会長にお願いしたいと存じます。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

～会長～

はい。よろしくお願ひします。はじめに、こちらの会議の公開、傍聴についてですけれども、今回の議題には非開示情報は含まれていませんので、本日は公開とさせていただきます。ただ本日傍聴の方はいらっしゃらないということで、このまま進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども、議事の1番目、令和2年度第2期子ども・子育て支援事業計画基本政策の進捗状況について、事務局の方からご説明をお願ひします。

～事務局～

それでは最初に保健センターより説明します。

令和2年度第2期子ども・子育て支援事業計画基本政策の進捗状況の資料1をご覧ください。まず1ページをお願ひします。保健センターでは、安心して妊娠、出産、育児ができる支援の充実としまして、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援ということを中心に行っています。

2ページをお願ひします。妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実としまして、昨年度、産後ケア事業を実施しまして、育児の支援が必要な方に対して育児指導を行っています。実績としましては、実人数が7人で、延べ人数が27人となっています。産後ケア事業を実施しなくても、やはり経過観察をしていただく必要のある妊産婦さんもいらっしゃいますので、担当地区の保健師を中心に、定期的に関わりを行っています。

4をお願ひします。インフルエンザ予防接種についてです。令和2年度につきましては、中学生の助成を拡充しまして、生後6ヶ月から中学校2年生につきましては1回1,000円を2回、ただし13歳以上は1回になります。

中学校3年生につきましては、3,000円を1回助成しまして、インフルエンザの予防に努めていただいています。次に20ページをお願ひします。障害のある子どもへの支援の充実としまして、発達がゆっくりなお子さんに対しまして、安心して育てていただくことはできるよう、こちらに幼児検診を実施した後の教室等を行っています。

21ページをお願ひします。50番の星印をご覧ください。特別に支援を必要とする子への提供体制として、相談事業実施、子供、保護者に付き添った支援の充実を行うということで、令和2年度より特別支援学校に居る子供の発達相談が廃止になりましたので、新たに公認心理士による相談を行っています。保健センターについては、以上でございます。

それでは続きまして、幼稚園保育所を担当していますこども育成課に関する部分についてご説明をさせていただきます。11ページをお願ひします。教育保育サービスの充実についてです。27の教育保育の提供体制の充実についてです。

本市では、公立保育所6園、公立幼稚園10園、私立の保育園1園、私立の認定こども園1園で、入所希望に応じた教育保育ニーズの提供に努めています。その結果、令和3年4月1日現在の待機児童は3名となり、昨年46名より大幅に減少しています。詳細につきましては、また後ほどご説明をさせていただきます。次に12ページをお願ひします。31の公立保育所の運営

方針のあり方の検討についてです。待機児童発生の要因でもある保育人材を確保するため、令和2年度に令和3年度当初へ向けて、正規職員を積極的に採用し、前年度よりも6名の保育士を増員配置することができました。待機児童解消に大きな効果があったものと考えています。また、保育所、幼稚園では、早朝ですとか夕方、多くの会計年度任用職員の方にご協力をいただいているところですが、去年は兵庫県より赤穂の保育士の登録情報の提供をいただくことができましたので、市内在住の保育士資格登録者の方々に、ダイレクトメールを送付させていただき、就職支援ガイダンスであるとか、求人案内をさせていただいたところです。

次に13ページをお願いします。32の幼稚園教育の充実についてです。幼稚園3歳児保育を赤穂、塩屋、尾崎幼稚園の3園3クラスで実施しました。また、当初の計画では、令和3年度においては、1クラスを拡充する予定でしたが、待機児童発生の状況も鑑み、幼保一体となって、保育ニーズの受け入れ枠の拡大に取り組む観点から計画を前倒ししまして、令和3年度より3園6クラスで実施することとし、さらに新たに3歳児の預かり保育を実施することとしましたので、それに伴います、保育人材の確保や保育室の整備に取り組んでまいりました。

次に35の幼児保育の無償化への対応です。令和元年10月から開始された幼児教育保育の無償化が、令和2年度におきましては、通年化されましたので、円滑な実施に努めてまいりました。次に21ページをお願いします。51の特別支援教育の充実です。家庭や保健センター、あしたば園等の関係機関と連携し、専門機関の指導助言を得まして、幼稚園および保育園等で、特別支援教育のための補助教諭を配置するなど、一人一人の心身の発達に応じた幼児教育保育を実施してまいりました。以上で説明を終わります。

続きまして、子育て支援課に関する部分のうち主要な政策と進捗状況について説明します。資料6ページをご覧ください。14の相談機関のネットワーク化であります。16の各種子育て相談の充実とも関連がございます。令和2年度には姫路こども家庭センター主任児童委員等と連携して情報共有を図り、全体会議や個別支援個別会議を開催するなど、相談支援体制の強化を図りました。また、家庭児童相談員、要保護児童対策調整費を中心に、窓口や児童館等での相談を実施しました。

続きまして8ページをご覧ください。8ページ20の病児病後児保育の実施についてであります。病児病後児保育事業には、令和元年6月の事業開始から約2年が経過しました。去年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、延べ利用者が19名と前年より減少しましたが、登録者層につきましては112名と伸びてきています。今後も登録者の増加と円滑な事業実施に努め、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。次に16ページ、41のひとり親家庭の経済的負担の軽減であります。令和2年度も児童扶養手当や母子世帯への奨学金の支給を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭等を支援するため、国や市独自の給付金支給事業を実施しました。17ページをお願いします。43の学習支援の推進であります。29ページ、73の地域における居場所作りの推進とも関連がございます。経済的困難を抱えた家庭やひとり親家庭が子どもに対し、子どもの学習支援を実施する団体に、子どもの居場所づくり事業の中で、運営費の一部を補助しました。73の子どもの居場所づくり事業として、子供食堂や先ほどの学習支援を実施した団体に対し、運営費の一部を補助しました。

また、新型コロナウイルス感染症による兵庫県の緊急事態措置の実施期間中、弁当の持ち帰り配布を行いました、子供食堂の実施団体に対しまして助成しました。18ページにお戻りください。45の虐待の予防と早期発見への取り組み強化についてであります。要保護児童対策地域協議会を基盤として、児童相談所、教育機関、警察、民生委員、児童委員等の関係機関相互の連携を図り、児童の健全育成を推進しました。また、令和2年度より児童虐待対応アドバイザーを設置し、研修やカンファレンス等により、職員の専門性の強化に取り組みました。

令和3年度におきましても、妊娠期からの切れ目のない支援や関係機関との連携強化により、虐待の予防、早期発見に取り組んでまいりたいと思います。子育て支援課に関する部分については以上でございます。

続きまして、生涯学習課関係について、主な事業をご説明申し上げます。

8ページから9ページをお願いします。21の放課後児童健全育成事業、アフタースクールの充実についてでございます。アフタースクールについては、順次整備を進め、令和2年4月から有年アフタースクールを開設し、原小学校区の利用希望者を有年アフタースクールへ送迎することによって受け入れを行い、市内全小学校区において実施いたしました。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての小学校が臨時休業となった期間につきましても、アフタースクールにつきましては午前中から開所し、保護者が就労等により家庭にいない児童の預かりを行っています。

次に22の放課後子ども教室推進事業についてでございます。こちらにつきましては、赤穂西小学校、高雄小学校、有年小学校、原小学校の4校で実施しています。この4校につきましては、児童は一斉下校していきまして、主に低学年の児童を対象に、高学年の児童の授業が終わるまでの間を利用し、校舎を中心に地域の皆さまのご協力をお願いしながら、児童の安全安心な居場所として放課後子ども教室を開設しています。

次に23の子育て学習センターの充実についてでございます。子育て学習センターの活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自粛、縮小したところもございますが、未就学児とその保護者の交流の場として、年齢や活動内容が異なる子育てグループ活動や、様々な事業を実施しています。

続いて、学校教育課関係についてでございます。資料7ページをご覧ください。17の発達に遅れが見られる子供への相談支援事業等の充実についてであります。内容としては、スクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの充実を図り、関係機関とのネットワークの構築、連携調整を図っていきます。また、育成センターにて公認心理士による相談を行い、必要に応じて、発達検査も実施しています。

次に21ページをお願いします。51の特別支援教育の充実として、特別支援教育指導補助員を12校に配置しています。また、障害の有無に関わらず、個別最適化されたインクルーシブ教育の構築に向けて、各学校での指導体制づくりに努めてまいりたいと考えています。

23ページをお願いします。56の医療的ケアの推進としまして、現在、小学校2校において、医療的ケア対応の看護師の派遣を実施しています。この発達段階に応じた形での必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他関係機関と十分に連携を図って

ます。将来、医療的ケアを受けつつも、自立した生活を送ることができることを目標に、保護者本人の同意を得ながら指導を継続してまいります。

25ページをお願いします。61の特色ある学校作りの推進についてであります。令和2年度に市内小中学校全15校で学校運営協議会の設置が完了しました。地域ぐるみで子育てをしていく、そういった意識の醸成から、子供たちが地域と繋がり、行く末は「あこう愛」につながっていく、そんな形での学習展開、活動計画を実施してまいりたいと考えています。

62の幼・保・小連携教育の推進についてでございます。新しい学習指導要領が、令和2年度から全面実施となっております。その中で、小学校までの学びと小学校からの学びの部分について、スタートカリキュラム等の作成とその実施について、幼稚園、保育所との連携を十分図りながら事業展開をしてまいりたいと考えています。令和3年度は、尾崎幼稚園、尾崎保育所、尾崎小学校が、幼児期と児童期の円滑な接続推進事業に係る実践協力地区校園として、スタートカリキュラムの作成とその実施について研究を進めています。この研究は赤穂市の幼・保・小に広め、さらに連携を充実してまいりたいと考えています。

63の学校の組織力と教職員の資質向上の推進についてであります。引き続き、教職員研修の充実、研修の機会提供、その内容充実について取り組みを進めてまいりたいと考えています。とりわけ、GIGAスクール構想の観点から、ICT活用の充実について研修を図ってまいりたいと考えています。学校教育課からは以上でございます。

～会長～

ありがとうございました。今、それぞれの担当の課より、特に注目というか、挑戦的に取り組まれた、取り組もうという事業について、説明いただきました。

今ご説明のあったところやそれ以外のところでも、資料1に関して、何かお気づきですとかご質問、ご意見等がありましたら、出していただきたいのですが、いかがでしょうか？

また後ほど全体を通して、委員の皆さまに意見をお伺いしたいと思いますので。資料をご覧くださいながら、少し議題を進めさせていただきたいと思います。

続いて、二つ目の議題、令和3年度における保育所待機児童の状況についてということで、お願いします。

～事務局～

それでは、資料2に基づき、令和3年度における保育所待機児童の状況について説明をさせていただきます。まず1番目の待機児童の推移の表をご覧くださいと思うんですが、令和3年4月1日での待機児童は、0歳児が3人で行きました。昨年の46人より大幅に減少しています。また特定の保育所の利用を希望しているとか、利用希望月が来ていないなどの理由により、入所保留となっている児童は26人です。内訳としましては、0歳児が16人、1歳児が3人、2歳児が7人です。合わせまして26人の方が保育所の利用を希望されていますが、入所決定に至っていないという状況でございます。現在、入所保留の方も、利用希望月が到来すれば、待機児童となるため、最終的には13人の方が待機児童になると見込んでいます。

また、随時、新規の申し込みの方も受け付けていますので、今後も月ごとに増加する可能性もあるということでございます。待機児童が減少しました要因としましては、先ほどもご説明しま

したが、正規職員を昨年よりは6名増員して配置することができたことが上げられると思います。

更にもう1点としまして、新規の申込者数が減少したことがあります。まず、3の新規申込者数の比較の表を見ていただきたいのですが。新規の申込者数が昨年は0歳から5歳児を合わせまして248人だったものが、令和3年度におきましては197人と、51人減少しています。特に手厚い人員配置を要する0歳児が、85人から60人と、25人減少していますので、非常にこれが大きな要因であったというふうに思っています。新規の申込者数が減少した理由につきまして、詳細な分析はできていませんが、4の出生者数の推移を見ていただきますと、令和2年度中に生まれた子供さんの数が、234人で前年度よりも32人減少しています。

少子化の進行という大きな流れの中で、例年10人前後は減少しているところですが、今年度におきましては、30人ということで減り幅が増えていますので、何らかのかたちで、コロナ禍の影響があった可能性もあるというふうに考えています。

また、赤穂市では幼稚園の3歳児保育の実施にも取り組んでいますが、こちらの状況についても合わせて報告をします。5の表でございます。1クラス25人定員で、赤穂、塩屋、尾崎幼稚園で2クラスずつ、6クラス定員150人で募集をしました。

また令和3年度より、3歳児の預かり保育を各園に20人の定員として募集をしています。その結果、赤穂幼稚園が50人の定員につきまして、通常利用枠が37人、預かり保育枠が10人、合計47人の応募をいただいています。

塩屋幼稚園は、通常利用枠が27人、預かり保育枠が4人の31人の応募をいただいています。尾崎幼稚園は、通常利用枠が27人、預かり保育枠が4人の合計31人の応募をいただいています。結果としまして、利用希望者全員の方にご利用いただけることにはなったのですが、赤穂幼稚園につきましては3人、塩屋幼稚園と尾崎幼稚園は19人の欠員が生じていますので、このような状況をふまえて、現在、来年度の募集開始に向けて検討を行っているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

～会長～

ありがとうございます。だいぶ幼稚園の3歳児保育というのが馴染んできているということですね。定員充足ということでは、欠員がちょっとみられますけれども、この原因はどうかかと思ったりもしながら、3歳児保育というのが市民の間では、3歳から行く通常利用であれ、預かり保育であれ、いずれにしても3歳から幼稚園に行くということで、市民の認識が広がっていると考えてよろしいでしょうか？

～事務局～

そうですね、一つ言えますのが、赤穂幼稚園、塩屋幼稚園、尾崎幼稚園など、3歳児保育を実施している地区の方には、皆さんご利用いただいているという状況でございますが、実際に、その3園がない地区につきましては、なかなか周辺部からの応募がないですとか、そういう状況もございますので、こちらとしましては、待機児童対策の一つの解消方法としまして、預かり保育枠を各園設けたところではあります。例えば現在保育所を利用されている保護者の方であっても、幼稚園の預かり保育を利用いただけるのではないのかなということで拡充をしてきました

が、実際定員を充足する状況までいけない状況がございますので、そういったところが今後の課題であるというふうには考えています。

～会長～

ありがとうございます。居住地区が離れているといえ、それぞれ離れていますので、もしかしたら、3歳児保育をしていますけれども、保護者とすれば、その場所までは行けません、現実問題として難しいこともあるかと思えます。ありがとうございます。

次に、現在の待機児童の状況について皆さまの方からご質問等、ご意見等はございますでしょうか？非常に分かりやすく整理されていまして、出生数に関しては先ほどもしかしたらコロナが原因ではないかと説明がありましたけれども、全国的にと言いますか、こういった傾向は他の地域でも見られているようですので、可能性はあると思いました。では後ほど皆さまの方からご感想、ご質問等頂戴すると思いたしまして、3番目の議題になりますけれども、子ども家庭総合支援拠点の設置について説明をお願いします。

～事務局～

3月の会議におきまして、令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を設置するというお話を簡単にさせていただいたところでございますが、具体的に子ども家庭総合支援拠点がどういうものかということをご説明させていただきたいと思えます。

それでは資料3をご覧ください。1の主旨、目的でございます。子ども家庭総合支援拠点は、子供やその家庭、妊産婦等を対象に、専門的な相談対応や調査、訪問といったソーシャルワーク業務による継続的な支援を担うもので、平成28年の児童福祉法の改正で、拠点の整備が法定化されました。この平成28年の児童福祉法の改正は、70年ぶりとなる大改正でございまして、「子供の権利」の尊重が明確化されました。また全国で児童虐待が、年々増加、深刻化する背景を受けまして、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等が規定され、市町村の体制強化の一つがこの子ども家庭総合支援拠点となります。

全国の児童相談所が対応する児童虐待の相談のほとんどが、施設入所等の措置には至らず、在宅での支援となっていますが、その在宅支援の中で死亡事案などの重篤事例が発生しているということが少なくないという実態がありまして、子ども家庭総合支援拠点は、市町村による継続的な在宅支援の強化が大きな目的となっています。平成28年の児童福祉法改正後も、平成30年には、皆様のご記憶にもあるかと思えますけれども、目黒区、それから平成31年には、千葉県野田市、令和元年には札幌市で児童虐待によります死亡事件が相次ぎまして、子ども家庭総合支援拠点は、令和4年度までに全国の市町村で設置が義務づけられることとなり、赤穂市におきましても、今年度、子ども家庭総合支援拠点の設置をする予定で、これまで以上に子供や子育て家庭に寄り添った専門的、継続的な在宅支援の強化を図っていきたくと考えています。

次に、2の設置場所ですけれども、市役所1階の子育て支援課に設置をすることとしています。現在、プライバシーに配慮して、安心して落ち着いた雰囲気、子ども連れでも相談ができるよう、既存の相談室を改修中でございます。

次に、3の職員配置等についてです。子ども家庭総合支援拠点の設置基準は、国の要綱で規定

されていまして、人口規模に応じて配置する職員の職種や人数が定められています。赤穂市の場合、小規模A型というのに該当しまして、子ども家庭支援員を常時2名配置することとなっています。

子ども家庭支援員の資格につきましては、国の要綱で定められており、医師や社会福祉士、看護師、教員などの資格の取得者となっています。赤穂市では、もともと相談業務に従事しています相談員2名を子ども家庭支援員として配置します。

また、2名の相談員だけでなく、正規職員3名も子ども家庭総合支援拠点の業務に当たることとしています。

続きまして、4の業務内容です。資料に記載していますとおり、子ども家庭総合支援拠点には、主に4つの業務がございます。1つ目が、子どもの家庭支援全般に係る業務、2つ目が、要支援児童及び要保護児童等への支援、3つ目が、関係機関との連絡調整、4つ目がその他の必要な支援ということで、措置が解除されました児童の支援や里親支援等になります。

子ども家庭総合支援拠点では、児童虐待の対応だけでなく、子供の発達や不登校など、全ての子どもや子育て家庭の相談に対応し、面接や訪問を行うとともに、適切な社会資源に繋げていくといったソーシャルワーク業務を中心に行うこととなります。様々な相談や情報の中から、事案の危険度、緊急度を判断し、子どもや保護者に寄り添った適切な支援を継続するためにも、職員の高い専門性が重要となってまいりまして、今後も児童虐待対応アドバイザーを中心に、カンファレンスや研修を通じて職員のスキルアップを図ってまいります。

続きまして、5の要保護児童対策地域協議会の活用についてです。子ども家庭総合支援拠点におきまして、児童虐待への対応は非常に重要な業務であり、この要保護児童対策地域協議会は、その要となるものでございます。子ども家庭総合支援拠点は、関係機関の役割や責務を明確にし、それぞれの機関がその機能を最大限に発揮して、具体的な支援にあたることのできるような旗振り役を担うこととなってまいります。

次に6の児童相談所との関係についてです。子ども家庭総合支援拠点が設置されることによりまして、児童虐待の対応は、児童相談所と市において機能分担がこれまで以上に明確化されることとなります。児童相談所は、一時保護や施設入所といった措置が必要となるようなハイリスクケースを、市は在宅支援中心のケースを担当し、児童相談所は介入型、市は寄り添い型の支援を行っていくこととなります。児童相談所とは常に情報を共有し、連携を図りながら、それぞれの機能を最大限に発揮して、適切な支援に繋がっていきます。

次に7の子育て世代包括支援センターとの関係についてです。平成30年にすこやかセンター内に開設されました、子育て世代包括支援センター、通称「えるふぁルーム」におきましても、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために日々、保健師や助産師がきめ細やかな相談対応を実施しているところです。子ども家庭総合支援拠点との機能が重なるところがありますが、子育て世代包括支援センターでは、妊産婦や乳幼児を対象に、主にリスクの低い一般的な子育て相談を、子ども家庭総合支援拠点では、よりリスクの高い相談等に対応します。ただ、支援対象が同じということも多いため、子育て世代包括支援センターとは、日頃からケース会議や情報共有など緊密に連携しまして、一緒に訪問や面接を行うなど、一体的な支援を行ってまいります。最後に今後の予定ですけれども、拠点の開設は7月中旬頃を目途に、現在準備を進めているところでございます。説明は以上でございます。

～会長～

ありがとうございます。皆さまの方から、今のご説明ですね、子ども家庭総合支援拠点につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、発言していただきたいのですけれども、いかがでしょうか？現在の第2期子ども・子育て支援事業計画がスタートし、特に昨年度などは、子どもや子育て支援に関する相談に、細かくというか丁寧にといいましょうか、数的にもたくさん応じてこられたというふうに伺っているのですけれども、これまで相談されたり相談を受けたりとか、サポートされてきたものを、この支援拠点というのはカバーする、或いはもっとそれ以上のことができるような感じなのか、今までやってこられてきたことと新しくこの拠点をつくることと、どんな感じなのかちょっと教えていただけますでしょうか？

～事務局～

実態としましては、現在も幅広く、かなりの相談対応に応じていますので、それを更に充実させるといった形で、今までカバーしていたところはもちろん、それから更に、なかなか相談に行きにくいという声や、相談する場所が分からないといった声も頂戴していますので、埋もれている相談もまだまだあるのかなと思っています。そういう声を拾い上げるような形で、もっとできる限り寄り添った支援に繋げていきたいと考えています。あと虐待につきましては、児童相談所との機能が明確に分かれるということもありまして、市役所が負担する業務がもっと増えてくるのかなと思っています。大きな市になりましたら本当に小さな児童相談所が、この支援拠点の中でできるというような形です。赤穂市におきましても、在宅ケースを非常に多く扱っていますので、長期的にそういったケースを支援していくのが大きな目的の一つとなりますし、できるだけ相談しやすい環境で、どんな相談でもいいので子供からであったり、保護者の方であったり、そういう発信を受け止められるような、そういう拠点でありたいと考えています。

～会長～

ありがとうございます。実際、拠点については市役所の1階の場所であるということでしたけれども、何か看板を掲げるとか、メールとか相談を外から入れるようにするとか、去年、そういうアイデアだったという気もするのですけれども、何か新しい拠点に関しては、どんなイメージで、工夫されるようなことは何かありますか。

～事務局～

拠点の看板は掲げないといけないことは考えているのですけれども、市役所の入り口が東西南北、全てにございまして、南側の玄関から入りますと、市民課の前でありますとか、そういうたくさんお客さんがいらっしゃる所を通らないといけないので、なかなかそこに行きづらいんだという声も多くあります。ただ子育て支援課の今改装している相談室は、西側から入っていただきましたら、ほぼ人に会うことなく、相談室に入ることができますので、そういう点ではちょっとメリットがあるのかなとは考えています。なかなかお越しになりにくいということでありましたら、まずお電話いただくとかそういうところから繋げていってもいいかなと思いますし、現在もそうですけれども、時間外で、お母さんが、午後6時半がいいとか、午後7時がいいとかいうこ

とでしたら、その声にお応えしまして、午後7時からの面接とかも行っていますので、まずはちょっとこの存在をもっと大きく皆さんに分かっていただけるように、学校園所を通じまして、チラシの配布等とか、そういうことも考えていきたいと思えます。また市公式LINEでもかなり情報を発信していますので、そういうところを通じて、こういう拠点ができましたということもアピールしていくことが必要かなと考えています。

～会長～

ありがとうございます。皆さまの方から何かございませんでしょうか？

～委員～

はい。失礼します。先ほど、LINEでの情報発信って言われていたのですが、ちょっと他で見たのですが、今のお母さんの方々はやっぱりなかなか電話って少しにくいっていうので、LINEとかで、例えばその相談の受付をするとか、そういったことの検討はされていないでしょうか。

～事務局～

できればとてもいいのかなと思えますけれども、実際、チャットボット機能以外になりますと、職員が張り付きということになるので、それに対応する職員数が、やっぱり今現在足りないということで、チャット機能みたいな形で、LINE上でお答えしていくことは、ちょっと今現在は不可能かなと考えています。

～委員～

LINEで相談っていうことではなくて、その予約の方法で、電話で予約っていうのは、多分すごく抵抗があるんですね、今の若い方。実際、子ども食堂ですら、「電話？」なんで。電話は・・・みたいな感じで。LINEとか、メールだと顔が見えないんで、言いやすい。そこをすごくうちも言われるんですよ。確かにLINEでやると、ずっとそれに対応しないといけないので、そこも何かいい方法があるのか、分からないですけど、何時から何時までとか設定がよくできるのか分からないんですけど、多分、本当にQRコードとかで、せめて予約とか、何かその辺はちょっと検討をされた方がいいんじゃないかと思えます。

～事務局～

メールは、もちろんチラシに記載させていただいて、メールで予約ができるようにはしたいと思えます。

～委員～

メールだったらQRコードをチラシに載せることができるんですね。多分それがほとんど窓口になるかなと思えます。電話ってしないんです、今の人。

それで、メールで問い合わせができますっていうことを強く広報されると、相談が少しでもしやすんじゃないかなと思えます、以上です。

～事務局～

ありがとうございました。ご意見を参考に、工夫させていただきたいと思います。

～会長～

ありがとうございます。確かに今の学生は、電話に出ることはありません。本当に電話が無理ですね。どんなことでも、電話は無理な状態をひしひしと感じています。

他にございませんでしょうか？もしよろしければ、今の子ども家庭総合支援拠点も含めまして、今回の資料1ですね、こちらの方の全体の計画の進捗状況、ここはできていますというようなことを含めまして、なかなか文章で見るといえることではないかも知れませんが、あるいはこれとは関係なく今こういうような課題とか、これはどこに入るんだというようなことでもかまいませんので、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

～委員～

50番で、20ページと次の21ページになりますが、今年度より特別支援学校の子どもの発達相談が廃止ということで、新たに公認心理士による相談を行いましたということなんですけれど、この辺をもう少し具体的に、なぜ廃止になったのか、公認心理士による相談は、どこでどういった形で広報されているのか、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

～事務局～

21ページの今年度より赤穂特別支援学校による子供の発達相談の廃止ですが、すいません今年度ではなく、昨年度廃止になりました。特別支援学級の地域支援部の方が支援部というかたちになりまして、それに伴って、発達検査の方は行わないということになりました。それでもやはりニーズがありますので、市としても対応しなければいけないということで、公認心理士、今現在、増やしまして4名になっています。この公認心理士は育成センターの方に、常駐していますが、日によって交代しています。希望される方は、先ほど、電話がしにくいと声がありましたが、電話での予約となっています、すいません。メールとかQRコードとかそういうことではございませんので、もしかしたら相談したいのに電話はしたくないっていうか、そういう方もおられると思います。そちらはまた育成センターに、最近の若い人は、まず電話をしないそうですよっていうふうに伝えておきます。ただ、実際たくさんの方から相談を寄せられていまして、今、具体的な数字の方が手元になくて申し訳ないのですが、年々増加していますので、来年度、できればさらに心理士の時間を増やして対応したいというふうに考えています。以上です。

～委員～

はい、わかりました。どういった方法で申し込みなのかっていうことをちょっと聞いたかったのもあったので。そこを本当に、相談を受ける側の感覚を変えないと、そこはすごく、今後の早急な課題かなと思うので、またよろしくご検討をお願いします。

～会長～

ありがとうございます。他にございませんでしょうか？

ちょっと私の方からですね、例えば、こちらに子ども食堂をされている委員の方が今回、お二人もいらっしゃることもあり、17ページ、43の学習支援の推進のところ、学習支援をしたり、それから、他にもありまして、その前の16ページのひとり親家庭の軽減負担ということで、いろいろと助成をされているということは、大切なことだなと思っています。その中で今、小学校の方、小中高でGIGAスクール構想ということで、パソコンですとか、アイパッドのようなICTに関するような教育ですね、プログラミングが義務教育の中に入ったりとか、すごくこう私達の発想というか世の中のスピードがものすごく速い中で、なかなかそれに自分が関係あるところでしか付いていないってというのが、もしかしたら大人のというか、年齢層が上になればなるほどそういう傾向があるのかなと自戒を込めて思っているんですけども、その学習支援って言うふうにしたときに、そういう電子機器とかそういったことに触れる機会とかそういうような支援ですとか、何かそういうようなことって言うのは、行政の方で何か該当するようなものがあるのかどうなのか、あまり聞いたことはないんですけども、それについて何かお考えがあるのかどうかということをお伺いしたいのと、子ども食堂さんたちが、接していらっしゃる、ご覧になっている親御さんとか、子どもさんの様子についてちょっと伺いたいと思うんですけどもいかがなものでしょうか？

～事務局～

もう一度GIGAスクール構想についてどのようなことに今取り組んでいるかということでお話をさせていただきます。昨年度の末に市内小中学校全てに1人1台、タブレットが導入されています。それに伴って整備の方も進んでいるところです。このGIGAスクール構想の本来の目的というものが、学校の中で、普段使っている文房具と同じような感覚でICTを活用して、より教育に効果的なものがあるのではないかということで、国の方もGIGAスクール構想を進めています。現在、各小中学校において様々な場面での活用というものを現在模索しているところで、どんどん授業の中でも使用しています。またそのICT、やはり先ほど言われたように子どもの方がやはり理解は早い、かといって先生方が、それを使いこなして、説明できるようにうまく授業の中で取り入れていかなければいけませんので、それに関しては市内に、1人エバンジェリストを配置しまして、県や国の方に要請しまして、そちらの方を中心に、より効果的な授業の中でのICTの活用というものを今広めていっているところです。GIGAスクール構想とは外れるんですが、1人1台タブレットが入ったということで、不登校の児童や生徒に対しても、これが使えるのではないかというふうな話が現在出ています。確かに効果的な一つのツールであるかなというふうには思いますが、先ほど申したように、GIGAスクール構想の本来の目的とは少しずれていまして、今そちらのきちんとしたハード面の環境の整備というのが整っていません。今後もちろん、こちらの方の不登校の生徒児童に対しての活用ということも考えていかなければいけないなというところがございます。

～会長～

ありがとうございます。子どもが文房具のように自由に使えるというイメージがあったんですけど、学校内で使用というようなことだったんですね。

～事務局～

そうですね、本来はその辺が目的です。

～会長～

はい、ありがとうございます、不登校児童生徒に活用というようなことについては、ノーアイディアでしたので、ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思うんですけども、実際子供たちにとって、一般的にはそういうICTの機器というものはお金がかかるものですから、経済的な困難だとかそういう子供たちについては、この格差が広がっていくんじゃないかというような危惧もされているところだと思うんですが。慣れている物とか使っている物でしょうか。子ども食堂さんの所で今見えてくる子どもたちの事ですか、教えていただけますでしょうか？

～委員～

今、現在子ども食堂といいますか、普門寺子ども食堂の場合ですが、お弁当の配布になっているんです。ですから子供たちとの関わりというのは、代表者が弁当を持っていくとかたちなので、今現在どのような状況かということは聞いたことしか分からなくて、その電子機器がどうか、具体的なことは、スタッフの私にはあまりよく分からないというのが正直なところです。ただ、今まで聞いた話といいますか、メンバーの話によると子どもたちは、子ども食堂に行くということが、例えば家に食事が用意されていなくて、自分が食べられなくて恥ずかしいことだということで親が連れて来させない、そういう場合もあるんです。そこには行かせたくないという親のプライドがあります。子どもたちにとっては別に何もないのですけれども、やっぱり親が止めるということもあるし、子どももプライドがあります。子供も本当は行きたいのだけど、足が進まないとかあります。そういう対策として、仲のいい友達を誘って、自分たちが行くから一緒に行かないかって言って、ちょっと誘って行くということも努力しています。そうすると、あの子が行くんだから、自分も行こう。自分が食べられないから行くわけじゃない。その子が行くから一緒に行くんだ、連れに行くんだっていうそういう感じで行くので行きやすいです。そして、そのときに何となくちょっとお菓子あるんだけど、これ持って帰らないって言って誘います。そして、これ、あるんだけどどうするって声掛けして持って帰ってもらいます。渡すっていうよりも、こういうのがあるんだけど食べてみないって言ってさりげなく渡す努力をしています。ですから、本当に苦しくても食べたくても、子どもたちは、やっぱり親のプライドもあるし、親の気持ちも分かるからちょうだいなかなか言えないんです。そういうところをくみ取って、さりげなく自分たちは、そんなに欲しいからもらってるわけじゃなくて、みんな平等な中の1人として、自分たちはもらうんだ、そういう流れで、子ども食堂もケアできたらいいなと思っています。今現在そうやって直接的な関わりはないんですけども、お菓子をちょっと渡したり、あとは学校の先生方や子供たちが、クッキーなどを手作りして来てくれたりしたものを渡したりしています。

ただ一つ、これを聞いて、なるほどなと思ったのは、手作りのものがあまり好きじゃないんです。というのもコンビニやスーパーで売っているものばかり食べている子どもたちは、それが食

べられないんです。どちらかという自然の素材で、親の手作りのものを食べてない子はコンビニで売っているものやスーパーの出来合いのものがおいしいんです。その子たちに、これどうぞと言っても美味しくないので、食べられないんです。そういう現状もあります。ですから、体にいいからと言っても食べられない子は食べられないんです。コンビニの物のほうがおいしいんです。そういうケアも、手作りがいいからとか体にいいからとか言っても、食べられない子が残すのであれば、出来合いのものがいいのではという考えもあります。いろいろな子どもの事情もあるし親の事情もある、体にいいものが、その子にとって本当にいいのかどうか難しいところだと思います。そういうことも含めて、ケアして行って、子どもたちがさりげなく無理がなく、そして自分が支援を受けているという感覚が無く、みんなで参加できたらいいなというふうに感じています。

～委員～

失礼します。あこう子ども食堂では、毎週木曜日なんですけれども食材の配布を行っていて、だいたい件数で言えば、15件から20件ぐらいが来たり、来なかったりです。本当に食べれない、明日の米もないっていう方ももちろんいらっしゃいます。子どもがお母さんと来て、お菓子に見向きもせずに「お母さん、お米があるで。」と言っていて、本当に相当しんどいやろなっていう家が多いですね。お米が無い、お米を食べていない、多分、晩にうどんとかパンとかを食べているのだと思います。それを聞いた時に、ちょっとやっぱり思うものがありました。食材集めもかなり大変ではあるんですけども、できるだけ出してあげたいなっていうのがあります。昨日も相当数来ていまし、新しく来られる方も多いです。聞いていると、本当は来にくいけれど、子どものお菓子が無いんです、コロナで収入が減っているので、とにかく食べるものに困っていますっていう家が相当多いです。やっぱりそういう家庭になると経済的困窮だけじゃないんですね、子供が学校に行けていないとか、障がいがあるとか、いろんな問題を多く抱えられていて、そういったところも話しやすいんだと思うんです。

行政に電話しにくいので言い易いのかと思うのですが、少しそういうことも相談されたりして、子育て支援課や育成センターのスクールソーシャルワーカーと連携しながら、何かいい方法がないかなとやっていますが、もうかなり長期的な関わりにはなるので、すぐに明日片付きますという問題ではないです。あと学習支援については、経済的困窮を抱えた家庭に向けての学習支援ということで一部補助をいただいているっていう形なんですけど、経済的に困窮していない子で、不登校の子とかはどうなるんだっていうと、教育委員会の管轄になるので、管轄が違ってきますよね。子ども食堂にしても、さっき委員が言われていたように、貧困の子だけが来てるといって、やっぱり来にくいんですよね。だからそういう面では経済的困窮の子たちへ対しての学習支援であっても、何かしら課題がある子も来てほしいような形にさせていただけたらと思いますし、そこがすごく私も課題なんです。教育委員会と子育て支援の壁っていうんですか、やっぱり課が違うので、バランスよく施策を出していただけたらいいのかなというのが私たちの課題です。

今、新たに、その赤穂未来学習室というその不登校支援の団体を新たに立ち上げています。塩屋のみんなの家というところで第1と第3火曜日にやっています。結局もう総合的な問題で経済的貧困もだし、学校も行けていないとかもう本当に包括的に支援をしないと、これはこっち、これはこっちだと、やっぱりちょっと支援をする私達もすごくしんどい部分なんです。未来学習室も、みんなの家は引きこもり支援の場なので、いわゆる不登校の子たちがそのまま学校を卒業すれば、引きこもりになってしまう

ので、その前に少しずつでも社会と繋がる場所として、ひきこもり支援の中での不登校支援としてやっていますが、そこもまた難しい。教育委員会と福祉が別の管轄だから、そこはちょっと違うよっていうふうに私達は言われてしまう。そこはすごく行政の方に考えていただきたい部分ではあります。でもとりあえずそこで不登校支援をやっていて、学校に行きにくい子や、学校に行けていなくて、もう25、6歳だけど、まだちょっとうまくいけば社会に復帰できるんじゃないかっていうところのケアを、少しずつ今そこでさせていただいています。本当に総合的な支援で、学習支援も会長が言われていたみたいのに、パソコンの패드みたいなものを貸し出してとか、ただ今の子は、ほとんど携帯を持っているので、こちらでちょっと発信しながら大学生とかのボランティアとそういうことができれば、1回、2回来てもらって、先生が持ってきた課題を学生と一緒にやろうかって、学生とその子の携帯とでズームを短い時間でもやるとか、そういうことができたらいいいねっていうことで、いろいろ頑張っています。まだ立ち上がったばかりなので、正直、赤い羽根共同募金でなんとかパソコンが買えたのでできるねって感じで、携帯を持っている子は多分できると思うのでそういった部分でできたらなと思っています。

～会長～

私自身もそれこそ、課をまたぐ施策については、どこに該当するのかというのが、整理がついていなくて、疑問を呈してしまったんですけれども、おそらく現場の皆さんの方がずっと早く進んでいらっしゃるんだろうなと思いつつ伺っていました。ありがとうございます。皆さまの方から何かございませんでしょうか、お願いします。

～委員～

失礼します。私は特別知識もなく、一般の市民の1人として参加しています。それで、資料1を見ても、本当に内容があって評価があって、こういうことがあります、こういうことができました、そして、なるほどそうなんですかっていうところです。せっかくですから、本当にこの中には書かれてない、疑問点といいますか、問題点ですね、今本当にこんなことに困っているんだ、こんなことを何とかやっているんだっていうところを、ここには書き出せないんですけれども、その水面下でこれだけ努力しているんだけど何ともいえない、そういうことを言葉に出されると、やはりこれだけっていうか、うちもそういうことがあったんだけど、こういうことがあるんだ、その生の声の方が、広く記憶に残り、これからの仕事にも活かせるのではないかなと、分からない私はそう感じるんです。ですから、本当に今直面している問題、困っていること、これだけ頑張っているんだけどどうにもならない、そういうことって多々あって、それは、この活字にはなっていないところがあると思いますので、それぞれの課の方々が代表でおっしゃられたんですけど、実はというところで、本当に専門分野は分かりませんけれども、このメンバーの中で、それで少しでも解決して話し合っただけクリアしたから、少しでもいい方向に成長に繋げるようにできたらいいんじゃないかなと、分からないなりにそんなことを感じました。

～会長～

この会議はとてもユニークだと思っていて、ここに出されたことを、行政の方たちは何とか、形にしようというふうにしてくださって形になったものですかいろいろございますので、ぜひ皆さまから何かご感想でも構いませんので、せっかく新しい方が委員になられていますの

で、一言ことずつでもお願いします。

～委員～

すいません、僕もこの会議に初めて参加させてもらって、初めて見させていただいた部分もありまして、ちょっと分からない部分もあるんですけども、先ほどから委員がよく言われている包括的なのか垣根を超えた取り組みっていうのがやっぱり必要になってくるんじゃないかなということを感じています。

特に、この3の子ども家庭総合支援拠点の話ということで、設置場所が、現状1ヶ所というところなんですけど、例えば先ほど出ていましたGIGAスクール構想の中で配備されるタブレットであったりとか、あとは横の繋がりを使っていけば、職員配置という所に書かれています、子ども家庭支援員の資格というのは、そこに所属されている方というのは、各学校の先生であったりとか、保育士などの免許を持たれている方もおられますので、各学校、各幼稚園、保育所とかでも、より広い窓口が開けたりもするんじゃないかなって、ちょっと感じたりしています。

それをあえてその市役所の1階だけで、そこに所属する職員さんだけで対応していくっていうことになる、対応業務の方は広がっていくっていうお話だったので、多分、そこに相談しに来た人が増えたときに対応しきれなくなってしまう。それが、順番待ちになってしまうというか、重篤なものに繋がってしまう可能性も出てくると思いますので、窓口は広ければ広い方がいいんじゃないかなっていうふうには感じました。GIGAスクール構想っていうことは、ちょっとなかなか聞き慣れなかったんですけど、幼保ともカリキュラム的な連携を取っていくということをおっしゃってましたので、その中でそのGIGAスクール構想っていうのがどういう形で連携していくのかっていうことを、うちも子供が年長で1人いまして、その子にタブレットっていうものをどういう関わり方をさせていくのかっていうインターネットのモラルというか、ルールっていうものをしっかり教えていかないといけないという上で、このGIGAスクール構想っていうのはすごく興味があります。ICTを使うっていうことはすごく便利な反面、危険もありますし、便利な部分っていうのを逆にこの包括的なところにより利用していけば、やっぱりこの支援の中心っていうのはお母さんっていうのがすごく多い部分であると思うんですけども、子供からの発信っていうのも受け取りやすくなってくるんじゃないかなっていうのは、今回のお話を聞いての感想として思ったところでもあります。やっぱりよりその垣根を超えた、包括的な施策の実施っていうのが必要になるのかなというふうに思いました。

～委員～

市内で子ども食堂をされているのはあこう子ども食堂と普門寺子ども食堂さんですよ。赤穂と尾崎にあるぶんについては、人の目は多くて、例えば1人が来たら、友達があの子も誘うとかで、あそこのお家もって情報が多分入ってきやすいのかなと思うんですけど、赤穂と尾崎だけってフェアじゃないなって思うんですよ。同じように市役所に相談窓口があると、今聞きましたけど、やっぱりこっちから発信ってなかなか多分しにくいですよ。来てお話する機会があって、いや実はしんどいよっていうのは言いやすいんだと思うんですけど、自分からは発信しにくいので、私がすごくいいなと思っているのは、地域の人や地域の人、おじいちゃんおばあちゃんとかが散歩がてらに声をかけてくれるんです。何かそういう、あちこちに拠点があるのってすご

くいいなって、感じたんですよね。市役所とかそういうところに行くのはちょっと気が引けるので、食堂があればそこで話せる機会がある。そこで情報があって、そこで悩みや困りごとが発覚するとかね、何かそうやってあちこちにある、市全体で見守るっていうのが本当に理想だなとは思っています。なので地域のおじいちゃん、おばあちゃんにボランティアとしてお願いしたりとか、お散歩する所がすごく多いので、散歩がてら見てあげてよとか、何かそういうことがあったらいいなと、それを感じましたね。

あと私個人としては、子育てしながら共働きでやっているんですけど、PTAのお仕事とかがすごく結構多くて、今回コロナで少ないのはいいんですけど、PTAの仕事プラス幼稚園からの課題とか、小学校からのお便り記入とか、ほとんどを母親がやっています。なかなかお父さんがすることではないのかなとは思いますが、なんか母親がするのが当たり前みたいな風潮なので、それがしんどいっていうことがあります。すみません、わがままです。

～会長～

ありがとうございます。今おっしゃられた、いろんなところに拠点があっておじいちゃんおばあちゃんもみたいなことは、つい数日前に読んだ、湯浅さんの子ども食堂という本が出ているんですけども、その理想型のような感じで出ているお話でしたので、赤穂もそのような理想を掲げてね、そこに近づけるみたいなことはすごく大切で、今すぐどうのこうのっていうことじゃなくてもね、そういうことはとても大切かなというふうに思いました。

そして母親だけがというのも、確か父親の子育て支援っていうのも確か赤穂のこの計画に中どこかに入っていたように、記憶していますし、男性の育児休暇も認められつつありますので、そこは重要なところだなと思って伺っていました。

～委員～

こういう資料を拝見させていただいて、膨大な課題に対して真摯にいろいろとご準備いただいていることに非常に感謝しています。ちょっと感じたことで、個人的なことの方でもあるんですけども、新しい取り組みがどんどんありますし、新しい課題というものもどんどん生まれてきていると思うんですけども、例えば旧態依然のやり方を見直すということも一つ重要なことではないかなと思います。

私の家庭も、保育所に、子どもが2人お世話になっているんですけども、例えば3歳児になったら毎月お米を一合預けるとか、それは給食費の方で賄ったほうが、先生の方も負担が無いんじゃないのかなとか、うちも共働きですので、3歳、4歳だったら、送迎を下の子は保育園、上の子は幼稚園になってくると、一つのところで面倒を見てくれた方がありがたいとか、それは施設の建物の構造上とかいろいろあると思うんですけども、そういうところも一つ、それが、幼保一体のこども園に向けてのことだと思うんですけども、引き続き見直すということも考えていただければなというふうに思います。

～会長～

ありがとうございます。兵庫県はすごく子ども園が多い県で、日本一多い県なんですけれども赤穂市は、・・・ということです。

～委員～

先ほど委員が言われたように拠点がいくつもあるといいなっていうのは、実際、市役所に行くってこともしんどいので、電話だけではなく、お母さんが幼稚園に送り届けたときに何か聞いていただけるというような、いろんなところでお話を聞いてもらえるところがあると助かるんじゃないかなというふうに思いました。

～委員～

赤穂市の一市民として今お話させていただきます。知り合いの方で離婚されまして、生活がちょっと苦しいんだという話を妻が聞きまして、そのときに制服も買えないくらいしんどいっていうことでした。私がこういう職務におりますので、確か制服がもらえるところがあるよということをお母さんに言わせて、妻の方から伝えてもらって、早速行かせてもらいますっていうことで繋がっていったことがあるんですけども、そういった情報はですね、いろんなところに落ちていけばと言いますか、いろいろなところにですね、ホームページでもいいですし、各公民館など様々な場所、どこでもいいんですけど、そういうところであればですね、その方が見つけなくても、その方の知り合いが見つけてですね、「こういうのがあったよ」っていうのを、その人は喋りやすい相手だと思いますので、ちょっと敷居的には低くなるかなと思います。その人がまた教えていってというふうに、私が経験したことのような広がりがあれば、そんなこと知らなかったっていう人が多いという人もいますので、ちょっとした救いになるかなと思いました。以上でございます。

～委員～

今日、この場に参加させていただいて、いろいろな方の意見を聞いて、大変勉強になりました。幼稚園で、園長の立場をさせていただいていると、いろいろなお母さんと出会います。子供たちの様子をお伝えする中で、お母さんがしんどそうだなという時に、どのタイミングでどれぐらい声をかけていいたらいいだろうっていうような、このお母さんとの信頼関係を少しずつ、つくりながら、今だっていうときに声を掛けた時に、お母さんが心を開いてくれた時は本当に嬉しいです。

そのときに、一緒に、頑張っていこうねと言う時もあれば、まだだったんだなっていう、ちょっと受け入れていただけなかったなっていう時とかいろいろなパターンがあるんですが、先ほど市役所だけでなくってところで、本当に10個の校区に幼稚園、小学校があるので、本当に近い存在でいたいなっていうことを、お話を聞きながら、すごく思ったので、本当にもっとお母さん、お父さん達と心を開いてお話ができるような幼稚園でありたいなというふうに思いました。私も、一人の母としてですが、子どもがまだ小さい時に子ども食堂に行きたい、行きたいと言っていたんです。みんなに会えるから行きたいと言っていたのが、そういう意味だったんだなって、今頃やっと分かって、子どもも大きくなりましたが、そのときに子供の声をもっと聞いてあげればよかったなと思うので、子ども同士の繋がりがってすごい大事なのだなと改めて思いましたので、またそういう機会があったら私もぜひ発信していきたいと思います。

～委員～

この赤穂市内で唯一の認定こども園の園長です。もう一つ姫路の幼稚園もやっているのですが、またちょっと観点が違うかなと思うんですけども、お話を聞きながら、いくつかのことを思っていました。

最近のことなんですけども私の中で、ちょっとああ失敗したなと思うことが一つあります。3号の認定は、私達の面談とかの前に市の方に申し込みをしますのですが、これは姫路の件なんですけど、話が来たので、そして受け入れますということで、ちょっと距離もあったので、お母さん悩んだと思うんですけど、園に来ることを決められました。実は面接というか、園へ見に来てくださいねって受け入れたら、実はその方のお子さんが少しちょっと特別な支援が必要な方で、これはちょっとなかなか大変で、シフト制の中で担任以外の者も対応する訳だし、どうしようと思いつつながら、子供が慣れるためにとかいろんなことを寄り添っていけるように提案をして、結論は、三日後ぐらいにやっぱり遠いのでやめますということでした。療育との関わりとかいろんなことの提案もしたし、向こうも研修はしますとかいろいろ言われていたんですけども、やっぱり難しかったなあ、失敗ってというか、お母さんにとっては、ハードルがちょっときついと思われたと思うんですけど、私は子供にとって一番悪いことをしてしまったなあ、あの子、うちの園に来たら、もう少し助けてあげられたらうけれど、あの子どうなるかなという思いをしました。子供を預かるということの難しさ、関わることの難しさ、これは園だけではどうしようもなく、健診のときに引っかかって、それをどういう風に受け止めて、その後お母さんがどう対応されたかということ、それから保育園なり、療育センターとのお母さんが出会った中で、関わった人がどういう責任を持って対応してきたか、いろいろなことの中で変わることだと思うんですけども、責任があるんだなということを感じたのが昨日のことだったので、この特別支援のところはちょっと興味を持って見させてもらいました。

それからもう一つは、やっぱり特別支援がらみなんですけど、5月に計画していて、6月は就学支援の年長さんは説明会をしますという時に、ちょっと重い腰を上げて、声をかけた時に、就学説明会に行きますと言っていたお母さんが、先の電話の件なのですが、一斉に行う説明会は、コロナで無くなりました。なので、「個別に対応しますので、個別で教育委員会に電話をしてください。」って言ったら、お母さんが電話をかけられなかったんです。まだ何も言ってこないし、教育委員会からも何も言ってこないしと思って、「お母さん、いつ頃になりそう？」って言ったら、「何か連絡が来ましたか？電話はかけていません。」と言われて、そういうふうに思っているお母さんでも電話をかけるということのハードルは上がるんだなということも私達も思っていました。結局その後、電話をかけたのが8月になってしまい、いろいろあって、小学校の方と連携して1回見に来てもらうことになったのですが、本当だったら療育センターの方とは、支援学校に将来なるだろうな、今は支援級に行かれるかなというお子さんだけけど、お母さんはできれば通級に行かせたいっていう、全然見立ても違う中で、その子にどういう風にしていくかっていうことは、やっぱり連携していきたいなと思います。

いろんな事例があり、やっぱり連携の難しさと、お母さんの納得をどうやって助けながら寄り添うか、っていうことの難しさを、こここのところ続けて感じていたので、いろんな団体とかいろんなところで協力、連携するという大事さとその難しさを思っています。できる範囲で、小さな一つしかない認定こども園ですけど、赤穂の中で、私達の役割も学びながら、果たしていけるようにしていきたいと思って、この会議で勉強させてもらっています。

～委員～

お話を聞いている中で、待機児童に関しましては、こども育成課の方も努力してくださって、今年度もたくさんの保育士の採用がある中で、私達も現場の教室、保育室の利用の仕方などで、待機児童をできるだけ少なくしていく方向で頑張っています。それは続けていくべきことであるかなとは思っています。

それはもう本当に子供たちが、そして子供さんを預けておられるお母さん方が安心して来ていただけるためにということで、努力をしていくべきかなっていうふうにつくづく思っています。あと、このお話の中でG I G Aスクール構想のことであつたりとか、その中で先生がおっしゃったエバンジェリストという横文字がたくさん出てきて、何か後でちょっとタブレットじゃないですけど携帯で調べてみようかなと、知ったかぶりをしようかなっていうふうになんかちょっと思ってしまったんですけども。本当に小学校、中学校の方はこういうふうなかたちでI C Tの機器を取り入れた事業なり、増えていくっていうことで逆行した言い方をするかもしれないんですけども、ならば、幼児教育、乳幼児教育の間は、せめてお母さんの声、お父さんの声を聞きながら、温かい声を聞きながら、ふれあいを持ちながらそういう保育をしていくべきだなということを変更して感じさせてもらいました。決してI C Tを否定しているわけではありません。今からグローバルの時代に必要なことなんですけど、ここに到達するまでにはやっぱりその基盤となる乳幼児保育のあり方をもう少し見直して考えて、職員と話していかなければいけないなということを変更して感じさせてもらいました。

それと幼稚園のP T A代表の方の話から、どうしてもお母さんのお仕事が多くなってという話を聞いたんですけど、保育所はお父さんの協力もたくさんある中で、お父さんの送迎も増えてきています。お父さんとお母さんのお二人で、わが子を育てているその姿、私達も支えていくべきかなと思いますし、保育所の立場として、保育所の子育て支援、子育て相談というものをもう少しアピールして、ちょっと今コロナでなかなか園庭開放や地域活動が、今ストップした状態なんですけれども、コロナが収束してきた頃には保育所の本来の姿、地域の子育てセンターとしての役割も果たしていきたいなというふうに思いました。

～会長～

皆さまから、このようにご感想、ご意見等を賜ることができました。ありがとうございます。今、委員が言われたことがなんとなくまとめかなと思いつつ、子ども・子育て会議ということで、いろんな時代が変わっていく中でも、私達は、体のある身ですので、触れ合って体験して、直接体験をしながらという中で、育て合っていくとか、育ち合っていくというその基本は変わらないのじゃないのかなというふうなことを実感させていただきました。

時間がかなり長くなってしまいましたけれども、本日、皆さま言い逃したことはございませんでしょうか？皆さまのおかげで、第1回目の会議を無事に進めることができましたことを感謝いたします。ありがとうございます。では、事務局の方にお返ししたいと思います。

～事務局～

大変活発なご意見を皆さんありがとうございました。先ほどから委員が地域全体で拠点ができ

たらっというようなことをおっしゃっていただいたんですけれども、第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の理念が子どもと子育て家庭を地域全体で応援する町赤穂というふうになっています。

なかなかやはり行政でできるっていうことは、限界がどうしてもありますし、先ほどから教育と福祉の壁というような連携の話も常々出ていますけれども、内部ではかなり教育と福祉の壁というのは少なくなってきていて、拠点っていうのが福祉の窓口にできますけれども、今現在も中では教育部門と連携しながらやっています。

でもそれがなかなか外の皆さまに伝わりにくいっていうところもありますが、現在国の方でもこども庁という動きもありますので、これからますます福祉と教育の壁というのは、全体的に無くなっていくのかなと思っています。その中で、せっかくですので、委員の皆さまお一人お一人が地域で自分自身の発信によって、子育て支援の意識の醸成に努めていただけたら、非常に事務局としてはありがたいのかなと思っていますので、こういうことが分かったとか、こういうことがあるんだっていうことを、今日の会議を機会にですね、ぜひ皆さまのお近くの方にお広めいただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次回の会議ですが、2月から3月を目途に予定をしていますので、また追ってご案内の方をさせていただきますので、お忙しいとは思いますが、ご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和3年度第1回赤穂市子ども・子育て会議を終了といたします。

5. 閉会